

規格・基準等の事前意図公告

[この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものです。]

電波法施行規則等の一部改正

下記のとおり電波法に基づく技術基準を改正する予定です。お知らせします。
ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

1 件名

電波法施行規則等の一部改正

2 対象品名

高高度プラットフォーム（HAPS）に搭載して使用する無線局の無線設備

3 趣旨及び目的

高高度プラットフォーム（HAPS）に搭載して使用する無線通信システムを導入することにより、上空からネットワークを構築し、災害時でも途絶えない安定的な通信サービスの提供や、山岳地帯等の有線ネットワークが敷設しにくい広域エリアへのサービス提供を目的とする。

4 施行予定日

令和8年2月

5 意見提出先

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課、基幹・衛星移動通信課基幹通信室
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-5893（移動通信課）

03-5253-5886（基幹通信室）

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間